

議 事 日 程 (第5号)

令和5年6月21日(水) 午前10時開議

- 日程第1 議案第50号 新居弁天わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
- 日程第2 議案第51号 湖西市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第3 議案第52号 浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等の廃止について
- 日程第4 議案第53号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第54号 湖西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第55号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第56号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第57号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第58号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第59号 新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第60号 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第61号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第62号 令和5年度新居地域センター改修工事(建築)の契約締結について
- 日程第14 議案第63号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
- 日程第15 議案第64号 令和5年度湖西市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第65号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第66号 令和5年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第68号 令和5年度湖西市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第69号 特別委員会の設置について
- 日程第20 「広報特別委員会の閉会中の継続審査」
- 日程第21 「広聴特別委員会の閉会中の継続審査」
- 日程第22 「議会活動推進特別委員会の閉会中の継続審査」

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（馬場 衛） 本日は、傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、ご報告いたします。

○議長（馬場 衛） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本信治登壇〕

○議会事務局長（山本信治） 表彰について申し上げます。

去る6月14日、東京で開催されました第99回全国市議会議長会定期総会におきまして、竹内祐子議員が4年以上副議長の職にあった者として表彰を受けられましたので御報告をいたします。

ただいまから、その伝達式を行います。

竹内議員、恐れ入りますが質問席前までお進みください。

馬場議長から伝達をお願いいたします。

〔議長 伝達〕

○議会事務局長（山本信治） おめでとうございます。

続いて、議案書の受理について申し上げます。本日、市長から令和5年度補正予算1件、議会運営委員会から特別委員会の設置1件の追加議案が提出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 報告事項は終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第50号 新居弁天わんぱくランド条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

これより、議案第50号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、議員定数の半数以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。また、この場合、議長も表決権を有します。

ただいまの表決権を有する出席議員は18名であります。

それでは、議案第50号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第51号 湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第51号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第52号 浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。12番 楠 浩幸君。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。議案番号52ですね、浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等の廃止についてということなんですけれども、こういった窓口サービスを活用されている方は湖西市に、浜松市ですとかそういった市外から通勤をされている方ですとか、そういった方の行政サービス、逆に湖西市から浜松市に通勤されている方がお昼休みとかそういったときに証明書の交付を受けていると思うんですけれども、こういったサービスが終了することによって市民サービスの低下にならないかっていう心配があるのと、あともう一点、利用状況はどうであったのかということについてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。市民安全部長。

〔市民安全部長 山本健介登壇〕

○市民安全部長（山本健介） お答え申し上げます。

静岡県西部広域行政窓口サービスが終了したとしても、現在、利用が大幅に増えておりますコンビニ交付や住民票の写しの時間外交付、郵便での請求などを実施しているため、市民サービスの低下にはつながらないものと考えております。

また、令和4年度に静岡県西部広域行政窓口サービスを利用し、湖西市民が他市町で証明書の交付を受けた件数は、住民票の写しが70件、印鑑証明書が40件、戸籍が410件、対しまして令和元年度の実績でございますが住民票の写しが144件、印鑑証明書が80件、戸籍が571件でございますので、比べまして大幅に利用が減っている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君、いかがですか。

○12番（楠 浩幸） マイナンバーカードを利用したコンビニ交付によって、住民票ですとか印鑑証明、戸籍の取得については減少しているよということなんですけれども、今大筋、利用件数を聞いてみてもまだまだ多くの方が利用しているのかなというふうに思うわけなんですけど、マイナンバーカードの昨年来、申請がどっと押し寄せて交付も順次進んでいるところだと思うんですけれども、申請と交付の状況を分かる範囲で伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

現時点におきまして、交付件数でございますが4万7,707件でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 全体、これが人口5万9,000人分の4万7,000っていうふうに鑑みると、まだマイナンバーを持っていない人が結構いらっしゃるなと思うんですけれども、申請をかなりの方が年度末にされてたと思うんですけれども、大体でいいんですけれども、9割方も申請されているよとか、まだ8割ぐらいですわってということが分かれば、大体の目安で結構なんで教えていただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

現在、申請につきましては5万4,854件でございます。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 5万4,854件ですかね、ゼロ歳児からも含めてということなものですから、おお

むね湖西市民の多くの方がマイナンバーカードを申請しておいて、交付を待ってる人が1万人弱いらっしゃるというような状況ですね。なので、このサービスを廃止をしてもそんなに多くの方が困らないのかなって言うようなところは理解をしました。

もう一点いいですかね。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 今回のサービスにも若干のコストがかかっていたと思うんですけども、このサービス終了に伴うコスト削減はどの程度あるのか、伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

このサービスで使用しております通信機器等につきましては、市役所、新居支所、西部市民センターの窓口間の連携でも使用しているものを併用しておりますので、このサービスを終了したといたしましても、機器に関するコストの削減はございませんが、件数は少ないとはいえ、交付に伴う他市町とのやり取りなどが不要になりますので、職員の事務負担は減少いたします。したがって、多少なりとも窓口での待ち時間の短縮など、市民サービスの向上などに資するものと考えております。

以上であります。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） おおむね理解ができました。既存のシステムを使っているのだからコストとしてはかからないよということなんですけれども、じゃあ逆にコストがかかってなかったら続けてもよかったのかなって言うふうに思ったんですけども、相手のあること、湖西市単独でやるサービスではないですけども、他地域の、浜松市を含めて森町まででしたっけ、そういった広域の窓口を持ってみえる自治体の状況、分かる範囲で教えていただければなというふうに思います。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

実際に他市町での状況、例えば森町さんから浜松市さんの間の件数等につきましては、すみません今手元に資料がございませんのでちょっと分かりませ

んが、例えばでございますが、このサービス自体が平成9年に始められたサービスでございますので、当時はまだ合併前でございますので、県西部の22市町村で住民票の写しができるという、実は広域的には画期的なサービスではありました。その後、平成13年から印鑑証明や戸籍などを順次追加をした経緯がございますけれども、こちらにつきましてはやはり、先ほど答弁させていただきましたとおりコンビニ交付、それからマイナンバーカードの普及などに伴ってだんだんこのサービス、どこの市町のほうも減っているというふう聞いておりますので、また併せまして令和6年度には全国の市役所で戸籍が取れるようにということで国のほうも進めておりますので、さらに利用が減るものと考えております。

したがって、どの市町におきましても一定の役目は終えたものではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） ほかの自治体についても同様の状況だということは理解をしました。湖西だけ残してくれてと言っても難しい事案なのかな、サービスなのかなというふうに理解をしたので、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第52号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第53号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第53号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第54号 湖西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第54号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第55号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、3番 寺田 悟君の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（馬場 衛） 3番 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。よろしくお願ひします。議案第55号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について、質問させていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、2019年3月に成立し、令和6年度から森林環境税が個人市県民税に合算徴収されるという増税について、市民に対し、これまでも広報を周知しているところと思いますが、湖西市として市民に理解を得るためにどのように周知しているのか、お答えください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

国税であります森林環境税につきましては、現在、総務省と林野庁がそれぞれのウェブサイトのほうで周知をしております。

本市におきましては、条例改正後に速やかに市ウェブサイトにて周知をしまいとごうございませう。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。
○3番（寺田 悟） ウェブサイト等で周知しているということですが、具体的に環境税とかその譲与税は、どういったものかということが詳しく分からないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。
○総務部長（田内紀善） その辺も含めまして、周知のほうをしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。
○3番（寺田 悟） 市民の方に分かりやすい方法と内容でよろしくお願ひしたいと思います。

徴収された税金は何に使われるのかということはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。
○総務部長（田内紀善） 現在も、森林譲与税という形で市のウェブサイトで、どういったものに使ってるかというのは現在公表をしております、法律によりまして公表の義務もございますので公表しているということで、その辺も既に周知のほうはしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。
○3番（寺田 悟） 分かりました。あと最後に、具体的な増税金額を教えてください。

○議長（馬場 衛） 総務部長。
○総務部長（田内紀善） すみません、それは個人に対する増税金額でしょうか、それか市全体ということでしょうか。

○3番（寺田 悟） 個人で。
○議長（馬場 衛） 寺田 悟君よろしいですか。それでは総務部長。

○総務部長（田内紀善） 個人住民税を課税される方で、均等割が賦課されてる方1人1,000円でございます。年額1,000円でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。
○3番（寺田 悟） お答えいただきありがとうございます。市民の皆様から頂く税金に関わること

ですので、具体的で分かりやすく御理解いただけるよう、効果的な広報による周知をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟君の質疑を終わります。

次に、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。
○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第55号ですね、同じところを質問させていただきます。

4点ほど通告をしておるんですけど、今寺田議員のほうから幾つか質問されたので、1つ目の森林環境税における納税義務者はどの範囲かということについては、市民税を徴収している方に対して均等割で年間1,000円を徴収するというので理解をしましたので、ここは取下げます。

2つ目なんですけれども、実際にその1,000円の均等割で徴収するんですけども、その時期と徴収の方法について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほども申しましたように、令和6年度から個人住民税課税分から均等割と併せて、1人年額1,000円を賦課徴収させていただきます。徴収の時期と方法でございますが、今と変更はございませんで、給与所得者は毎月の給与から天引き、年金受給者は年金支給時に年金から引き落とす方法で、それぞれいわゆる特別徴収のほうで納入をいただきます。それ以外の方につきましては納税通知書、いわゆる普通徴収の方法で、年4回の納期に納めていただく形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。
○12番（楠 浩幸） 令和6年度の市民税が確定するのが今ぐらいの時期ですかね、5月、6月ということですので来年度の5月、6月ぐらいで賦課徴収が決まるよということでもよろしかったですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 分かりました。

じゃあ3つ目の質問に行きたいんですけども、やっぱり年間1,000円でも私たち市民が納税をするわけなものですから、何に使うのって先ほど寺田議員も聞かれておりましたけれども、今も森林環境譲与税というのは湖西市のほうにも入ってきているんですけども、これからまた私たちが払うわけなんですけども、令和6年度以降、若干なりとも増額をされていくのかどうなのか、まずその辺を聞きたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

森林環境譲与税は、令和元年度から荒廃化する森林の整備などを目的に、私有林の面積や林業の就業者数などによりまして、県・市に配分をされております。

譲与額につきましては、令和元年度より段階的に交付をされており、令和6年度より本来交付されるべき額が交付されることとなっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 令和6年度で満額入ってくるというようなことなんですけど、大体見込みとしてどれぐらいの金額入ってくるか分かりますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

まだ、市のほうは示されておりません。まだ国のほうの譲与税額ということでちょっと御判断いただければと思います。

令和元年度は200億円、それから令和2年、3年が400億円、令和4年、5年が500億円、令和6年度以降は600億円が現額となります。市のほうにつきましては、令和元年度に329万2,000円、令和2年度が750万円、令和3年度では720万円が譲与税として入っておりますので、令和6年度、国のほうの譲与学のほうも上がっていることから、少しは増えるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 今の答弁の内容を伺っていると、大体湖西市には1,000万円前後の譲与税が入ってくるのかなっていうふうに予測をされるわけ、NHKかどっかのテレビで、この森林譲与税の用途についてちょっとニュースを見たことがあるんですけども、多くの自治体で使い道に困るとよというようなことがあって、寺田議員のほうも聞かれていたんですけども、湖西市における用途の状況、4つ目の質問で。

○議長（馬場 衛） 4つ目ね、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 湖西市における森林譲与税の用途の状況と今後の予定があれば伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

本譲与税は、森林の整備や木材利用促進など、用途が幅広く、それぞれの市町の状況に合わせて活用ができます。

当市におきましては、令和元年度より湖西市森林環境基金条例を創設しまして、基金への積立てを行っております。また、令和3年度から湖西市森林保護整備事業費補助金によりまして、市内の荒廃森林の再生を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） そもそもこの森林環境譲与税の目的が、国産の材木を使いましょうよですとか、今部長の答弁いただいたような森の整備をしましょうよといったところで、湖西市で見るとなかなか森林、林業に従事されてる方っていうのはいらっしやらないのかなっていうふうに思ってるんですけども、湖西連峰の整備とかそういったような、森の整備からちょっと拡大解釈になるかもしれないんですけど、そういったところにも使用が可能ということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

譲与税は、倒木の危険性のある木であるとか景観

維持などのための伐採、先ほど議員おっしゃったように国産材であるとか県産材を活用したベンチの整備、そういったものに使うことができます。

間接的に、先ほど言われました湖西連峰のハイキングコースの整備に資する取組にも活用できるものというふうに考えております。

ただ一方で、財源のほうに限りがありますので、先進事例の市町さんであるとか政策の優先順位、それから将来のニーズなんかも圧巻をしまして、森林環境譲与税のほうをどのように活用したらいいかというのを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） おおむね理解できました。また、いい使い道があればまた私どもも提案していきたいと思っております。

ありがとうございます、終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第55号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第56号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第56号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第57号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第57号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第58号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、5番 柴田一雄君の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。議案第58号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、2つ質疑の通告をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問でございますけれども、内容につきましては議員全員協議会の場で概略の説明がございました。また、事業予算につきましては、本定例会に提出されております議案の中の一般会計補正予算において補正予算の対象ともなっておりますが、費用負担と財源の詳細について市民の皆様方にも分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

費用負担につきましては、歳入の民間保育園3園の入所者負担金と公立こども園2園の保育料1,250万7,000円を減額し、歳出では民間こども園4園と小規模保育事業所2園への扶助費として1,087万4,000円を増額し、合わせて2,338万1,000円となります。財源は全て一般財源です。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君、いかがですか。

○5番（柴田一雄） 財源のほうへ、一般財源ということで承知いたしました。このたびの条例改正におきましては、多子世帯におけるゼロ歳から2歳までの保育料が無償になるということになりますけれども、子育て世帯にとりましては非常にありがたい条例改正でございますが、財源が一般財源ということになりますと、子育て世帯においても税負担の面で負担の増加ということも懸念されますが、その点はいかがでしょう。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

この第2子の無償化を実施することによりまして、子育て世帯を含め全世帯において税の負担が増えるということとはございません。ただ、財源には限りがあるということで、これまで同様、事業の優先順位だったり事業の不断の見直しを進めていくということで、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 御答弁いただきましたように、事業の見直し等でそういった負担がないように進めていくということで承知をいたしました。

引き続き、次の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 対象となる園児の数、そして想定される効果について教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和4年実績から、新たに保育料無償化の対象となる児童は181人と見込みました。物価高騰下における多子世帯のさらなる経済的負担の軽減を図るとともに、職住近接の推進に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 今、対象人数として181人というような御答弁いただきましたけれども、想定される待機児童ということで、数や職員の配置基準というものは対応可能なのか、いかがなのでしょう。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

現在、県知事による認可を受けました定員の範囲の中で、職員を配置をしております。待機児童が増加したとしても、定員をすぐに増加できないということもありますので、まずは緊急一時預かり事業の受入れ枠を拡大したいと考えております。会計年度任用職員や令和6年4月採用の正規職員を、現在募集をしているところであります。

答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○5番（柴田一雄） 正規の新たな職員の募集もしていくということで承知をいたしました。

今回の条例の改正の目的というのは、子育て世帯における財政面はもちろんですが、子育てにおけるストレスの緩和など、広い意味での負担軽減につながれることだと思っております。

先日の一般質問におきましても同僚議員より保育の拡充、そして保育の質につきましても質問がございましたけれども、しっかりと目的が実現できる仕組みづくりを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 柴田一雄君の質疑を終わります。

次に、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく議案第58号について質疑を行わせていただきます。

まず1点目であります。多子世帯のさらなる経済的負担の軽減を図り、豊橋市と同等とし、浜松市を含む県西部地域と比較して負担が少ない水準になることを目指して今回条例改正するわけですが、このことですが、階層区分についても豊橋市と比較して同等かどうか伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

保育料は、市民税所得割額に応じた階層区分により決定しています。本市の保育料階層区分は、国の基準と同等の8階層10区分となっておりますが、豊橋市では10階層12区分、浜松市では17階層で構成されているなど、自治体ごとに独自の階層を設定しています。

今回の改正によって、多子世帯では階層にかかわらず第2子以降の児童に係る保育料が無償となりますことから、豊橋市と比較した場合は同等となります。また、県西部地域の他市と比較した場合は、負担の少ない水準になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。この件に関しましては、昨年のたしか9月定例会か何かでも豊橋市から越してこられた方が湖西市は高いという言葉があつて、それで見直しをして1年たわずにまた今回見直してということで、多子世帯の負担軽減を図っていくということでは取り組むしかないのかなとは思っております。

そういった中で、去年もあつたように、本当に保護者という方は階層によって保育料って、何かいろいろ違うということもなかなか理解しにくいのではないかなって感じておるんですね。湖西市のホームページからこの支援のところを見ていっても、なかなか理解しづらいんですけども、もう少し市民、また保護者さんにとって分かりやすい資料提供などを行っていくっていう、そういった周知方法をお考えにはありませんか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

まず在園児につきましては、保育料改定通知と併せて、個別に案内をさせていただいております。ウェブサイトにも当然掲載していくわけなんですけど、これから保育園に入りたい、それから湖西市に住んでみたいという方が見ていただけてすごく分かりやすい、確かに議員おっしゃられるように階層とか区分とかなかなか分かりにくい部分がございますので、そこは他市の事例なんかも参考にしながら、分かりやすい掲載に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。やはりこうやって条例を改正していく目的っていうのは、今御答弁にありましたように職住近接とか、定住人口を増やしていくという目的があるということから考えますと、本当に今の御答弁のように現在利用されてる方ではなくて、これから湖西市に住もうかなとかそういった方に、よりその意欲を高めていただくような情報提供というのはすごく重要なと思いますので、ぜひとも他市等も参考にしながら、分かりやすい情報提供をお願いしたいと思います。

では、2点目に。

○議長（馬場 衛） 2点目ですか、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 移ります。財源確保については先ほどの同僚議員の質問にもありました。御答弁の中におきましても、不断の見直しを図っていくということでしたけども、担当部署としてはまだまだ財源、歳出削減の余地があるってこう捉えていて、おおむね資料提供によりますと4,000万円ぐらい次年度から増えますよっていうことでしたけども、まだまだ不断の見直しを行って、歳出削減に進めていけるという見込みなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

我々教育委員会といたしましては、子育て支援の充実、あるいは教育の充実というところでやらせていただいております。職住近接、4つの柱の中でも今かなり力を入れる時期に来ていると考えておりまして、今の段階で教育委員会の中でこれを、この第2子無償化をやることによって、この事業をやめるとかそういったことは今のところ考えてはいませんが、不断の見直しと先ほど言わせていただきましたのは、特に市民生活にあまり影響のない内部事務であるとかそういったものをもう一度見直ししまして、削減できるものは削減していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。教育

委員会における予算の中で、予算とか事業で検討していくのではなくて市政全般の中でいろいろ見直していく、そういった中で財源確保ということを理解いたしましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に、13番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。今2人の先輩議員への御答弁を聞いていて、あらあらかわってきたところではございますが、通告してありますので議案第58号の第2子からの保育園・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所に在籍する0歳から2歳児までに係る保育料について、9月から第2子の保育料を無料にする改正に至った経緯と、今後必要となる民間園に対する扶助費の財源を生み出すために、ほかの事業の廃止など検討しているものはありますかということ、大分分かっていますかもう一度お聞かせください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

本市では、令和4年9月から中低所得の世帯における保育料を減額改定し、併せて多子世帯への軽減策として「未就学児のうち」とされていましたが多子の判定を「高校生相当年齢以下の児童のうち」と改正した経緯がございます。

時期を同じくして、豊橋市で第2子無償化がスタートし、また令和5年4月より静岡市や長泉町でも第2子無償化が制度化されました。本市におきましても、多子世帯へのさらなる負担軽減の在り方について検討していたところ、子育て世帯からの御要望やほかの自治体における第2子無償化といった動きがあり、決断に至ったものでございます。

なお、財源につきましては一般財源を充てることとなります。限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、事業のスクラップアンドビルドは不断

に実施してまいります。

説明は以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。これは、第2子、18歳から以下のきょうだいの中の第2子とした全員ということで、所得制限を設けずに全て無償化という考えでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。12番 楠 浩幸君。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸です。通告をしていなかったんですけれども、先ほど柴田議員の質疑の答弁を伺っていて、ちょっと気になった点があったので確認をしたいと思います。

待機児童のお話がありましたね、待機児童の対応として今新居幼稚園、岡崎幼稚園、と、2園で緊急の一時対応をやっていただいているということなんですけども、この緊急の一時預かりにおいてもこの第2子の保育料の無償化というのは対象になるのか、この点だけ確認したいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

緊急一時預かり事業においては対象にはなりません。

答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 理由を伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今お答えを持ち合わせておりませんので、少しお時間をいただきたいと思いますがよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 楠議員、よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） 大丈夫です。

○議長（馬場 衛） それでは、ここで開会から1時間を過ぎておりますので、暫時休憩とさせていただきます。この後、楠 浩幸君の答弁からということになりますので、開会を11時15分、11時15分とさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第58号、楠 浩幸君の質疑に対する答弁からとなります。教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お時間をいただきありがとうございます。それでは、先ほどの楠議員からの質問に対するお答えをさせていただきます。

今回の改正は、正規に園児を対象としたものでありますので、緊急一時預かりで預けられた園児につきましても対象外というのが理由でございます。

これからちょっと他市がどうなのかというところは、ちょっと少し確認をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 正規の在園児が対象ということなんですけども、待機児童になるに至っては、希望する園に入れないよってという御家庭もあるでしょうし、様々な理由で待機児童になられる方がいらっしゃる。御家庭の都合もあるかもしれないけれども、やっぱり行政側として、運営側としてのキャパの不足という部分もあろうかと思うもんですから、この部分についてはしっかりと議論していただいて、また改めて対応を検討いただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の質問を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第58号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第59号 新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第59号 新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例制定について質疑を行わせていただきます。

それと、先ほど議案番号を間違えて発言しまして申し訳ありませんでした。

では、59号につきまして質疑通告のとおり質問させていただきます。

まず1点目、第7条第2項第4号の規則で定める船舶の内容についてお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） それでは、参考資料39ペ

ージを御覧いただきたいと思います。

それではお答えをさせていただきます。

新居弁天棧橋は、浜名湖の今切口に位置し、海水浴場に隣接をしており、船舶が行き交う場所にあります。このことから、施設周辺の船舶や遊泳者などの安全を害するおそれのある船舶としまして、主に水上オートバイを想定をしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。とりあえず、この船舶の内容ということでは水上バイクということでは分かりましたけども、例えば水上スキーをやっているとかそういうのはよろしいんですか、ここは船舶ということなので該当しないんですかね。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

棧橋で停泊するというものになりますもんですから、そちらについては水上バイク、水上オートバイですけどもそこは禁止というふうなことになります。

水域は、水上スキーとかまた今切付近というのは大変危険な場所でありまして、そういったところも禁止をされているというふうになっています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 申し訳ありませんでした。

例えばこういったことに対して違反してる方を見つけた場合には、どういった対応をするというようなマニュアルってありますか、そういうことともう考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

水上バイクとかそういったものが見えたというところは、こちらのほうで警察であるとかそういったところに指導してもらうような形になります。うちのほうは、棧橋に停泊をするというそういったところについては、オートバイは認めませんよというそういったものになるもんですから、そういった危険な行為というのは、こちらのほうから情報としてさしあげるような、そんなところが今まで対応させてもらっています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 要するに、棧橋にその水上バイクが泊まりましたよとかっていうのを発見したときに、どういった手順で対応するとかそういうことは、そこまで決める必要もないということですかね、いかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

棧橋に泊めたっていう場合は、うちのほうにも海湖館の管理人さんの方がいますので、そちらについて指導するというような形になります。でもそのところがなかなかできないということになれば、先ほど言ったような対応をしたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。昨今、注意するとなかなかいろんなことが起きる時代でありますので、よく職員間なりで情報共有を図っていただきたいと思います。

では2点目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 新居弁天棧橋の使用料が2時間以内は550円、1日は1,100円の根拠と、営利利用は3倍とのことですが、どのような場合を想定しているのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

棧橋の使用料につきましては、海釣り公園駐車場の使用料、車両ですと1台が400円、24時間ごとになりますけれども、それを基に棧橋利用につきましては事前に予約を伴いまして許可証の発行をする、また棧橋の扉の鍵の開け閉めなども事務作業に係る費用などがございます。そちらのほうを考慮いたしました。1日貸しの場合は、安全上の観点から職員による棧橋扉の見回りも複数回必要になるということから、1,100円と算定をいたしたところでございます。

営利利用につきましては乗船料金、それから参加

料などを徴収をして、有料で運行するような事業者さんのほうを想定しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず棧橋の門の開閉等という御答弁があったんですけども、そういった門をつけて開閉しなきゃいけないというような状況というのは何か理由があるんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 今資料のほうを、参考資料の下にここの付近の図面があるかと思えます。新居弁天棧橋のところは、すぐのところには扉が今常設をしまして、船のほうはその扉自体を常に使うというところはありませんで、今までですとイベントであるとか、遊覧であるとかっていうときの行事のときに使っていた棧橋になるものですけど、常は扉を閉めて管理をしています。その棧橋をこれから活用するということになりますので、そちらのほうの開け閉めというのが必要になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこは承知しました。

では、営利利用とは、先ほどの船が着いたりってということですね、そうしますと浜名湖周遊船とか花博に絡んでくるかとも思うんですけども、そういった船が棧橋に着いてというときにはその船会社さんっていいですか、そういったほうに利用料金を頂くという形になるということではよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

議員おっしゃるとおりでありまして、その棧橋を発着をして例えば浜名湖の遊覧をするであるとか、これからいろいろな新居弁天の一带の活用ということで、そういった考え方をしております。

また、棧橋で一般の方という方は船でお見えになられてこちらのほうのバーベキュー場であるとか、これから今整備をしていますが再整備の事業ということで、公園のところを使っていたりとかそんなことができるかと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 2番目は分かりました。

3番目に移ります。

○議長（馬場 衛） 3番目ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 円形広場は営利利用のみとのことですが、どのような活用方法を見込んでいるのか、また使用料設定の根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

円形広場につきましては、この地図上の緑の円になります。円形広場というところになります。こちらのほうの活用については、民間事業者によりますマルシェまたはフリーマーケットなどのイベント開催などを想定をしております。使用料につきましては、屋外区画の使用料を基本としております。ただし、円形広場は底がレンガで造られておまして、なかなか破損をしてしまったりとかっていうことがあって、キッチンカーの利用が認めていないというようなところ、それから広場全体でこちらのほうを利用させていただくような形を考えておまして、使用方法に制限がございますことから、1平方メートル当たりの単価としては屋外区画よりも少し安い料金設定といたしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） レンガで造られていて、使用方法に制限があるということで分かりました。

これ、営利利用のみっていうふうには自分は解釈したんですけども、営利目的以外の利用についてはどのようなお考えを持っていらっしゃいますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） これまでも学校の行事であるとかそういったところはこちらのほうの広場を活用するとか、また自治会の子ども会さんであるとかそういうので活用の実績があります。そういったところには、料金の徴収はせず利用を認めるというようなところで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういった例外も認めるとい

うことを今回、この条例の中に盛り込んでおく必要性はないですかね、附則でうたうなりなんないかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

条例のほうには、そちらのほうはうたっておりませんが、要綱であるというところで内規部分でこちらのほうに設定をしているところがございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。そういったことで内規のほうにうたってる、そういったことをどのように利用者さん等に周知していこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをさせていただきます。

市が主催する事業であるとか、そういったのも円形の広場をこれまでどおり使うような予定もあります。また、学校等の教育機関の使用であれば免除をするというようなそういったところは、広くその関係者のほうにも分かるように周知していきたいというふうに思っております。

特に、円形広場についても市内の皆さんに活用いただけた場合に減免というようなことになっておりますので、そういったところは関係団体のほうにも広く広めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では、4番目の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 屋外区画は1日平米当たり110円とされておりますが、キッチンカー1台分の使用料はどの程度になるのか、またトレーラーハウスなども認めるのかどうかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

キッチンカーの使用料につきましては、現在4月の29日から実施をしています実証実験と同様で、3

メートル掛ける6メートルの大きさ、大型キッチンカーだと2トントラック程度になりますけど18平方メートルを1区画として平日の使用料は1日1,980円、それから休日の使用料は平日の2倍になるため1日3,960円で設定をしております。

また、トレーラーハウスにつきましては、このエリアでは常設をして利用するということができません。まずはキッチンカーであるとかテントであるとかってというようなそんな出店のことを、販売などを考えているところがございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。キッチンカーは大体何台ぐらいこのところに止められるようになっていくのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今は3区画を予定をしております、そこからスタートしていきますが、またいろいろな利用などご希望がありましたら、だんだん広げていきたいとそんなことも考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 3区画でだんだん広げていくということですので、承知いたしました。

こういった場合、例えば今現在3区画でやっているっていうと、出店したいっていう方は申込み順になるんですか、抽せんになるんですか。またどこへ申し込むのか、ちょっと細かいことで申し訳ありませんがお聞きしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

ちょっと今のところは中で抽せん、増えた場合は、3台以上の場合はそういったところも考えております。申込み先については文化観光課のほうで扱っています。

まだ今のところ、ちょっと残念ながら3台が目いっぱい、4台、5台というのになってないもんですからこれからだんだん増やしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 文化観光課へ出店したいです。よって言って申し込んで、現在のところは申込み順っていう解釈でよかったですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 日程については、空いてるところの先着順のような形で今はさせてもらっています。ただ、議員がおっしゃるとおり人数が競合して増えてしまったようなところ、できるだけ対応できるように考えていきたいなと思いますが、今のところは先着順というふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。私がお聞きしたかった点は以上であります。

今後、本当にここの地域がさらに発展していくといいなと思っておりますので、鋭意、御努力くださいますようお願い申し上げます。質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に、3番 寺田 悟君の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（馬場 衛） 3番 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。議案第59号について質問させていただきます。

現行の施設使用料の値上げ理由と金額の根拠を教えてください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをいたします。

今回の改正につきましては、新居弁天地域一帯でにぎわいの創出及び利便性の向上につなげるため、施設使用料の見直しを行ったところでございます。

海湖館の屋内店舗使用料につきましては、使用できる占用の面積に合わせて見直しをするものでございます。

資料右下に屋内店舗が記してありますので御覧く

ださい。屋内店舗の面積は1階がピンク部分、95平方メートル、2階については施錠をすることで2階部分だけで使用が可能な施設になります。店舗とその隣にあるホールを併せた面積は167平方メートルで1階店舗の1.75倍に当たります。これまで1階の店舗は観光協会など、公益性が高い団体の使用を前提とした料金設定としておりましたけども、今後は民間事業者が使用することも見据え、占用面積に応じて料金設定をするものでございます。

次に、円形広場については、民間事業者によるマルシェやフリーマーケットなどイベントの開催を想定をしております、使用料については屋外区画の使用料を基本として算定をしております。そのほか、施設の使用料につきましては、パーベキューコンロや屋外用にパラソルなど、資機材の高騰などにもより今回増額をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） おおむね料金ですね、この表にあるとおりということで分かるんですが、当然、市民が利用されるわけですので少しでも安いほうがいいとは思いますが、湖西市民を対象にした市民割引とか、湖西市内の他施設を利用した場合の共通割引、そういったことは考えておられますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

市民割を導入することによりまして、市民サービスの向上につながり、市民の利用も増えるものと考えております。ただ、こういった観光の施設という側面で、観光というところで捉えた場合は市外へのPRも大変重要だというふうに考えています。市外からの集客を広げていきたいというようなことを考えておりますもんですから、現時点で市民割というような導入のことは考えておりません。

ただ、これから新居弁天地区の再開発事業のほうを行っておりますけども、その事業者との各種料金を含めた連携を検討するというような、そんなところも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） よく分かりました。今後、検討する余地があるというふうに理解しましたので、またいろいろな策をお願いしたいと思います。

2点目。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね、どうぞ。

○3番（寺田 悟） この条例改正による使用料の増額及び利用者数の増加をどの程度見込んでいるのか、教えてください。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

今回の改正で、大きな期待をしている部分は、新たに設定をした屋外区画と棧橋の2つの施設になります。屋外区画につきましては、使用料収入の増加に対する期待のほか、新居弁天海釣り公園や海湖館の利用者などの利便性向上につながる事業だというふうに考えております。

飲食する場所が今少なくて、利用者が不便を感じていた海湖館周辺におきまして、キッチンカーなどの出店により新たな集客が見込める事業だというふうに考えております。また棧橋につきましても、今までは実証実験や防災関係事業など用途が限られておりましたけども、棧橋の営利利用を可能にすることで舟運事業の活性化による新居弁天地域の新たな魅力発見、それからにぎわいの創出につながることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君、いかがですか。

○3番（寺田 悟） たくさんの利用によって、収益が上がり、また皆さんが楽しんで活性化も伴うということがとても期待できると思っております。

それで、特に観光シーズン、ゴールデンウィークだとか夏休み期間、年末年始等、季節限定の市主催のイベント開催時における無料開放とか、特別割引、子育て支援や地域交流活性化につながる集客推進策、こういったことは具体的には考えておられますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今でもイベント、市の事業であるとかそういったとき、今度も7月の15、16と浜名湖ミナトリングとかが向島のほうで行いまして、こちらにもいろいろ

なイベントのほうを考えております。また、来年にも花博があるということで、そういった大きなイベントのときには無料というような方法も一つ考えられるかと思いますが、今時点でここを無料開放するというようなところは今ちょっと考えておりませんで、そういったところも議員おっしゃるとおり考えていくことがあるかなと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） 御説明ありがとうございます。本条例改正とともに、新居弁天公園の再整備があります。新居弁天地区全体がにぎわいのある観光活動拠点となり、地域の活性化につながることを大いに期待しております。安全かつ遅延のない再整備推進をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟君の質疑を終わります。

次に、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸です。私のほうからも議案59号なんですけれども、今お二人の質疑答弁をお伺いしまして、十分理解ができましたので通告しておりましたけれども2件とも取下げを行います。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） はい、終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、9番 福永桂子さんの発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案番号59なんですけれども、同僚議員への御答弁で大体分かりました。幾つかちょっと具体的なことを御質問します。

バーベキュー施設については、食材のデリバリー等ができるようなサービスの向上はあるんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。

産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えを申し上げます。

バーベキュー場の食材のデリバリーサービスにつきましては、現在、観光協会のほうが行っております。民間事業者1社と連携をして実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 分かりました。もう実施をされてるということなんですね。各種料金を少額であっても値上げをするなら、何らかの形でサービス向上につなげていただきたいという思いで、御質問いたしました。

使用料金の水準についてなんですけれども、面積によって定めるということで、ただ湖西市の他の施設と比較して妥当だと思われませんか。

○議長（馬場 衛） 2番目の質問でよろしいですね、産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

使用料の水準につきましては、海湖館を含む周辺施設の使用料の設定が飲食または物販販売など、営利を前提とした設定でございまして、湖西市の他の公共施設に類似施設がございませんので、一概には比較するということはできませんが、こちらの体験展示室というのが海湖館内にありますが、こちらについては同程度の面積が他の公共施設でもありまして、そちらの使用料と比べて大差はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） また、これからの運営に期待しています。

4のほうに移ります。

○議長（馬場 衛） 3はよろしいですね。

○9番（福永桂子） はい、取下げます。

営業時間を通常5時まで、学校の長期休暇等が必要に応じ適宜対応する改正であるとありますけれども、適宜対応とはどう考えていらっしゃるのか、営業時間を変更した場合の周知や延長した場合の利用

勸奨はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

営業時間につきましては、学校の年間行事の予定が分かります3月中には夏休み期間などが分かるということでございまして、そのときに考慮して海湖館の営業時間のほうを決定していきたいと思っております。

今までは7月から8月という2か月間を開いていたわけですが、やはり夏休みにならないとなかなか人が集客できていないというそんな現状もありましたので、夏休み期間とかそういったことを考慮して考えていきたいと思っております。

周知につきましては、市や観光協会のウェブサイトに合わせてLINEなど、SNSや広報紙などに速やかに市内外に広く周知して、情報発信してまいりたいというふうに考えております。

また、今後は花博などいろいろなイベントがありますので、そういった営業時間と、そういったところも考慮を勘案していきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） ありがとうございます。ますますの利用を期待しています。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第59号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第60号 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第60号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第61号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。議案61号ですね、湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてということなんですけれども、今回御提案いただいている内容が、湖西市内の急速

充電設備の管理っていうようなことだと思うんですけども、市内の対象となる充電設備の設置状況と、どのように管理をされているのか、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。消防長。

〔消防長 山本浩人登壇〕

○消防長（山本浩人） お答えします。

最初に質問がありました設置状況でございます。20キロワットを超える急速充電設備につきましては、市内で6か所ございます。

それから管理の状況でございます。今回の改正以前から、全出力50キロワットを超える急速充電設備につきましては、届出の対象となっております、設備の設置前から条例に基づき設置位置や構造、その維持管理について指導を行っています。

受付した設置届につきましては、立入検査時に使用する防火対象物台帳に保管しております。

また、20キロワットを超え50キロワット以下の急速充電設備につきましても、その多くは自動車販売店やコンビニ、道の駅など査察の対象への設置でありますことから、立入検査時に設置状況を把握し、防火対象物台帳へ必要な事項を記録し、管理しております。

なお、急速充電設備の設置場所は各種ウェブサイトなどでも検索が可能であり、確認漏れがないよう立入検査前に活用しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 今の御答弁の中でちょっと伺いたいことがありまして、50キロワット以上の高出力の充電設備については届出が必要だということなんですけれども、それ以下の20キロワット以上50キロワット未満の充電設備については届出が必要ないということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 20キロワットを超えて50キロワット以下の急速充電設備につきましては、届けの対象にはなりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） ということになりますと、充電設備の保守管理については自主的に設置者が管理をするということによろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 基本的には、設置者が維持管理することになります。しかしながら、消防本部も査察規程に基づきまして、1年から3年以内に立入検査に行っております。その時点で、設備の管理状況を把握しまして、不備があれば指導するというところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） ちょっと2問目の質疑にちょっと踏み込んでしまったんですけどいいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 設置後の維持管理について、今も少し踏み込んで質問してしまったんですけども、基本的には届出のない施設について、職員さんがウェブでチェックをしたりですとか、巡回をしてチェックをしているというようなことなんですけども、具体的に指導するというようなことはあるんですかね、細かい基準があつたりするんですけどもどうでしょう。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 主に外観であるとか異常音、異臭、清掃の具合等を確認いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） これから電気自動車の普及に合わせて、充電設備が市内各所でまた増えていくのかなというふうに思っていますけれども、事故のないように適宜巡回ですとか、確認をしていただきながら安全に管理されているような指導をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第61号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第62号 令和5年度新居地域センター改修工事（建築）の契約締結についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第62号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩を取りたいと思います。再開を13時、13時とさせていただきます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第63号 静岡県各市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてを議題といたします。湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第63号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第64号 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。議案第64号 令和5年湖西市一般会計補正予算（第4号）につきまして、質疑通告に従い質疑を行います。

まず最初に、歳入におきます14款1項3目であります。幼稚園総務費における一時預かり保育料259万2,000円の積算根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

3歳児未満の一時預かり保育料は日額1,800円としており、岡崎幼稚園と新居幼稚園の2園においてそれぞれ3人分を月20日間利用するという想定で、12か月分を計上しています。

計算の式としましては、日額1,800円掛ける6人掛ける20日掛ける12か月で算出をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。各園それぞれ3人ずつと見込んだ根拠はありますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

保育士に対して見られる子供の数というのが決まっております。当初から緊急一時預かりとして保育士を見込んでおりませんでした。その分は一般型の一時預かりの保育士を緊急一時預かりとして回したというか、そちらのほうに従事していただいたということで、そこでそれぞれ岡崎と新居1人ずつを回してそれぞれ3人を見れる人数とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。利用者サイドのニーズがあって、この3人全て6人ということですけども、把握されたのかなと思ってましたけども、保育士さんが1人で見られる人数からの算出根拠ということで承知しました。ありがとうございます。

では、次に移ります。

○議長（馬場 衛） 次ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 歳出になります。3款1項1目です。社会福祉関係経費7,103万2,000円の詳細をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度と4年度に給付いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、こちらは1世帯10万円の給付と、価格高騰緊急支援給付金、こちらは1世帯5万円の給付に係ります給付金と事務費について、交付申請額と実績額が下回りましたので、その精算により国庫へ返還するものでございます。

内訳といたしましては、臨時特別給付金につきましては、対象世帯数を4,452世帯と見込みましたが、給付実績は3,829世帯となり、623世帯分、10万円の6,230万円と事務費の512万1,000円の合わせて6,742万1,000円、価格高騰緊急支援給付金につきましては対象世帯を3,540世帯分と見込みましたが、給付実績は3,535世帯となり、5世帯分、5万円の25万円と事務費336万1,000円の合わせて361万1,000円、臨時特別給付金と価格高騰緊急支援給付金の合計は7,103万2,000円を返還金として計上させていただきました。

事務費の主な減額内訳につきましては、給付金システム構築業務と派遣職員の委託料が想定より減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。このすみませんけども広報、令和4年ナンバー10、9月1日発行に非課税世帯臨時特別給付金の請求手続をお忘れなくというのが出ていまして、この申込みが9月30日まで、まずこれが該当しているという解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。先ほ

どちらのほうが3,829世帯の623世帯が申請しなかったということですが、こちらに落ち度はなかったというか、受け取った側がうまく理解していなかったとかその辺はいかがなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

623世帯がすみません、申請しなかったということではなくて、交付申請時の4,452世帯は国からこのように試算するよという指示を受けた世帯になります。それに対して、実際の給付が3,829世帯と下回ったというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。そうしますと、こういったように国からお金が下りてくるときには、人口とか財政力とかそれに国からこの世帯数を試算するよというので、試算をして一応事業として上げて、それに対してお金が下りてきて、結果、国が言う世帯数はありませんでした、だから返金します。その申請手続とかそういうことに手違いがあったとか、そうではないということよろしいんですね。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

議員のお見込みとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ここは了承しました。金額が金額だったものですからちょっと、読んでもなかなか理解できないし、振り込めば振り込みましたよってなればそういう人はいいですよとかいろいろ書いてあるんですけど、なかなかこの受け取った側の理解がどうかなっていうちょっと疑問があったものですからお聞きしました。承知いたしました。

では次に。

○議長（馬場 衛） 次ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 移ります。7款1項3目です。こちらのほうはまず1つ目としまして、観光施設管理運営費におけます委託料57万4,000円の内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

観光施設管理運営費の委託料57万4,000円につきましては、新居弁天再開発事業地の測量業務費用となります。今後、民間事業者により事業地内の詳細図面作成に当たり、対象地の面積を確定をする必要が生じたことから、測量業務を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） こちらは今回上程されていまず議案60号に絡んで、この委託料57万4,000円が予算化されたという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 議員おっしゃるとおりでございます。事業対象地の正確な面積、形状を求積をして、それを基に使用料を策定をする基礎資料となります。事業実施者についても、その申請等で使用するため測量は必ず必要ということから、今回、補正計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。では、同じところの2問目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 工事請負費3,358万4,000円の内訳と、浜名バイパス旧新居弁天インターチェンジ車道整備を補正で対応することに至った経緯について、お伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをいたします。

工事請負費の内訳につきましては、新居弁天地域一帯の整備を進めるものでございます。新居弁天再開発事業地内の植栽の工事が658万4,000円、それから事業区域に隣接をする旧新居弁天インターチェンジ車道整備の工事が2,700万円の合計の3,358万4,000円でございます。

旧新居弁天インターチェンジ車道整備の工事費につきましては、補正予算で対応するといった理由でございますけれども、地元住民やサーファーなど、も

とも太平洋側の海岸へ抜ける通路を利用していた方々の利便性の確保と、新居弁天再開発事業の実施事業者による事業地内での駐車場整備の計画が具体化をしたためでございます。

令和3年度に新居弁天海浜公園駐車場が閉鎖をされたことから、海岸への通路も閉鎖となり、現在は新居弁天海釣り公園の南側に、県によりまして暫定的な通路が確保をされております。この通路は、工事実施地内にあるため、将来的には閉鎖をされる通路でもあり、海岸利用者の利便性確保のためには海岸への通路を確保する必要があります。

こうした中で、令和4年度末に決定をした新居弁天再開発事業地内に有料駐車場が設置をされる計画であり、従来の通路利用者の利便性とサーファーや釣り人の誘客を目的として、国土交通省の浜松河川国道事務所の配慮もありまして、通り抜け通路が実現をするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず植栽をするということで658万4,000円ということ、これは再開発する中に植栽をするという解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

そのとおりでございまして、その再整備をするそのエリア内に植栽を行うものでございます。

その植栽内を風致地区、また保安林の地区になっておりまして、そちらのほうを基準をクリアするために必要な植樹というものを実施するものになります。

旧のわんぱくプールの位置に、そちらについて今まで実は植栽のほうをすぐ行わなければならなかったですけども、跡地利用がはっきりしませんもんですから、今は特例みたいな形ではありませんが、今回補正をさせていただくと、そんな形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 植栽について分かりました。

あと、ちょっと自分の中でうまく整理できていないんですけども、再開発する中に駐車場の整備もし

ていくということですけども、駐車場って何台ぐらいということをお聞きしてもよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今、まだこれからの詳細の設計がなるものですが、今整備のほうを、今事業者さんのほうが最終的に詰めてるもんですから、初めには200台程度というふうになりましたけども、もう少し減るのかなというところで今考えていますが、150台程度になろうかなという形です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。この開発っていうのは、都市公園を開発するということが民間活力の導入もしているわけですけども、今回補正を上げているところに関しては、近隣施設、浜名バイパス旧新居弁天インターチェンジ車道というのは分かるんですけども、それ以外のこういった植栽とか中のことについては、あくまでも行政のほうで費用負担をしてやっていく、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

再整備を行おうとするエリア内、こちらについては公募対象公園施設というものと特定公園施設というもので分かります。公募対象公園施設というものは駐車場であるとか、今具体案がまだ詳細設計の今最中だと思いますが、キャンプ場であるとかっていうようなそういった収益を上げて、そちらについては事業者さんのほうで行うものになります。

特定公園というのは、市民の皆さん、市外の皆さんが自由に入られる区域になるんですけど、そちらの区域内につきましては今実施事業者さん、それと市と協議を持って行うものでありまして、例えばその公園内には海水浴場、そういったところもエリア内になります。トイレがあったりとかほかの施設があります。そちらについては今まで市が行っていたもんですから、そういった今区分けをしているところで、植栽については市が受け持つというふうなことでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。今回の補正はそういったことを整備するというので、了解しました。

では最後の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 10款4項1目です。幼稚園管理運営費39万円の内訳を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

緊急一時預かりにおける賄い材料費として、正規に在籍している園児と同額となる食材料、月額5,390円を3人分掛けることの12か月、5,390円掛ける3人掛ける12か月の19万5,000円を、岡崎幼稚園と新居幼稚園の2園分を計上したものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。これも先ほどの保育士さんが見られる人数の関係で、こういう予算計上になるということで承知いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に、13番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 13番 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。よろしく申し上げます。議案第64号 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第4号）、待機児童対策として公立こども園で緊急預かり保育を開始したことに伴う使用料、国庫・県補助金の増額だが、4月の開始からこれまでの実績と利用者人数を何人と見込んだ金額かと通告いたしました。今何人と見込んだというよりは、保育士の数で人数が決まったということとは分かりました。実績をお聞きます。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

4月の利用者は岡崎幼稚園3人、新居幼稚園3人の計6人でした。5月は、岡崎幼稚園3人、新居幼稚園1人の計4人でした。6月現在では岡崎幼稚園2人、新居幼稚園3人の計5人が利用しているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） ちょうどいい具合な人数でよかったなと思うんですけど、6人、両方の希望者も。これはお断りした人もいるということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

実は、4月の時点で申込みが岡崎が6、新居が3というところで、岡崎のほうが3人入所の保留となったということがありました。5月はよかったんですが、6月がお一方、現在空きがある状況ですが岡崎のほうで、きょうだいでちょっと入りたいということで、その方がちょっと今入れないという状況にはあります。ということで現在、保育士を会計年度さんですけど緊急に募集をさせていただいてるんですが、今のところ募集に応募していただけてない状況にあります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 一般質問の中で、同僚議員が待機児童を聞いたときには、これはゼロ、1、2歳が中心で、待機っていうと全部なんでしょうけれども、78人とかっていう数字があったもんですから、それを思うとすごい殺到したのかなとか、随分お断りしたのかなとかって印象もあったんですけど、それほどではなく、よかったなというところはありますけれども、でもいつかそういう78という数字も出たりしたんですけど、そういう方たちはうまくその後、空きがあったりして今はゼロ、1、2歳にしても、3、4、5歳は大体どこかに入られてるかとは思いますが、どんな入所待ち状態でしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今日現在、正確なちょっとと数字を持ち合わせておりませんが、報告を受けてるのは随時、毎月毎月、正規に入られてる方がいるということは聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。うまく調整できて、保育に欠けることのないようにできたらいいなということで、また引き続きよろしく申し上げます。

では次の。

○議長（馬場 衛） 次のね、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 待機児童対策として、今同じところですが賄い料というか、賄い料のことですね。賄い材料のことで今先輩議員もお聞きしましたので分かりました。一応読み上げます。

待機児童対策として、公立こども園で緊急預かり保育を開始したことに伴う賄い材料費は、岡崎、新居で19万5,000円ずつの計算、19万ということですが、3月20日の情報提供の中には3歳児以上の保育料が1日1,330円で、そのうち給食費が330円とありまして、3歳未満児の保育料は1日1,800円でこの1,800円という中には給食費というか、ゼロ歳だとまだミルクだったりとかするのかもしれないんですけど、そういう食事代というこの賄い材料費というか給食代っていうのは、このゼロ、1、2歳はどういうことになってるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

3歳未満児、3歳未満の園児の給食ということで、保育料の中に給食費相当額が含まれているということで、保育料1,800円に含まれてるものと理解していただいて結構かと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。本当に緊急一時預かりで、常にどんな子も新規、4月から途中から新規で入られた方は初めてのお子さんということにはなるんでしょうけれども、ましてや緊急一時預

かりっていうとつい、この通告を出す頃にある他県の保育園で、リンゴのスライスの片が大きくて窒息死してしまったという報道もあったりして、本当に緊急一時預かりっていうね、小さいお子さんに対応するというのはすごい大変かなと思うんですね。その辺の安全性というか、いろいろ食事だけでなく気を遣わなきゃいけないことがあるんじゃないかなと思うんですけども、きっとベテランの保育士さん1人ずつを充てているとは思いますが、何か注意、徹底しているようなことがありますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

リンゴを喉に詰まらせてというお話がありましたけど、まず離乳食のところでは粒の大きさであったり、柔らかさなどは細心の注意を払っていただけるものと聞いております。

それからあとは、正規在園の子供と同様、アレルギー対応につきましては、アレルギーがある児童につきましては預かり開始前の面談で、生活管理指導表を医師に作成してもらうよう依頼しているなど、そういったことで対応しているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 分かりました。本当に安全に、緊急預かりのお子さんも、ちょっと行事に出られないとかそういうのは残念ではありますが、いろんな意味で待機児童も減らすということとか安全に過ごすということなど、よろしく願いいたします。金額についてのことは分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

次に、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。議案64号、同じところなんですけれども、先ほどの先輩議員の質疑答弁を聞きまして、おおむね理解ができましたので取下げます。

○議長（馬場 衛） 次に 9番 福永桂子さんの

発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案番号の64で、建設資材高騰による工事費不足とあるが、具体的にどのような費用が主な増額要因となりましたか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

〔都市整備部長 小倉英昭登壇〕

○都市整備部長（小倉英昭） お答えをいたします。

工事請負費が増額となった主な要因としまして、労務単価、転落防護柵などの鋼材製品、鉄の製品です。それとあと重機の燃料費やアスファルト合材などの石油を原材料としたもの、ほかには側溝などのコンクリート製品など、ほぼ全ての資材価格が高騰したことによるものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○9番（福永桂子） 資材価格の高騰が主であるということで、分かりました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○9番（福永桂子） よろしいです。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第64号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第65号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第65号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第66号 令和5年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第66号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第68号 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議長（馬場 衛） 訂正します。議案については朗読を省略します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第68号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億595万6,000円を増額をし、総額を268億2,837万3,000円にしようとするものでございます。

歳出の主な内容として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を踏まえ、国の地方創生臨時交付金を活用をし、市民生活や中小事業者への光熱費に対する支援に加え、幼稚園や保育園、小中学校等の給食費の保護者負担を軽減するための経費を計上するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） それでは、補足説明させていただきます。恐れ入りますが、追加議案の参考資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

まず1段目、3款1項9目障害者福祉の医療的ケ

ア児者光熱費支援事業の補正額は150万円で、人工呼吸器等が必要な医療的ケアの方を抱える世帯の光熱費の高騰による負担を支援するため、交付金を計上するものでございます。

2段目、7款1項1目商工業振興費のプレミアム付きデジタル商品券事業の補正額は4,550万円で、生活者を支援するとともに消費喚起による市内経済の活性化を目的とした、プレミアム付きデジタル商品券を発行するため、委託料を計上するものでございます。

3段目、中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金事業の補正額は7,800万円で、特別高圧等で受電する市内中小企業者に対し、光熱費高騰による負担を支援するため、補助金を計上するものでございます。

4段目、3款2項3目保育所費の給食費補助事業255万6,000円、5段目、10款1項3目学校指導費の給食費補助事業1,159万8,000円及び6段目、10款4項1目幼稚園費の給食費補助事業132万2,000円については、市内小学校、中学校、幼稚園、保育園、こども園の給食について、物価高騰が続いている中においてもこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施するため、補助金等を計上するものでございます。

以上が物価高騰等に対応する事業で、合計事業費は1億4,047万6,000円でございます。

なお、これらの事業の財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て対応するものでございます。

続きまして下段、4款2項1目塵芥処理費の廃棄物対策費の補正額は1,548万円で、リサイクルプラザの火災に伴い、不燃ごみ処理を浜松市に委託するため、委託料を増額するものでございます。

最後に、13款1項1目予備費の補正額は5,000万円で、6月2日から3日かけての記録的豪雨の影響に伴う災害対応に予備費を充用したため、今後の災害等に備え増額するものでございます。

なお、下段2つの財源としましては、財政調整基金を充て、対応するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2億595万6,000円を増額

でございます。

説明は以上です。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

13番 佐原佳美さん。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 議案第68号 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第5号）の7款1項1目、歳出ですね、モノづくり推進事業費（中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金事業）の7,800万円の補助を受けられる事業所の選定基準などは、議員全員協議会の資料で分かりました。

そこで、いろいろな1か月の使用料によって補助していただけるお金が10万、30万、50万、70万とあるということも分かりましたが、一例ですが従業員が60人程度の規模の中小企業の成型という仕事、高電圧、高圧電力を使って、自家発電の電気も使っているということでしたけども、その電気料を聞いてみました。そして、2021年からこの2021年度、22年度、23年度の5月までのデータをもらったんですけれども、一番電気料がうんと上がったって顕著に分かったのが2021年の12月が約223万円、そして翌年の2022年の12月は511万5,000円っていうような300万円ほど上がってるんです。それで、使用電気料は13万1,936キロワットアワーで、1年後は13万1,145キロワットアワーとさほど変わらないというか、電気使用量も800キロワットぐらい減ってるんですけれども、300万円上がってるって、本当にすごく高騰です。この事業所などを見ればこの4月も384万円の電気料を払ってるしってなると、この1か月の6万キロワット以上の70万円に該当するわけなんですけれども、この規模の会社ってすごいいっぱいあるんですね、60人くらい、私がちょっとお伺いさせていただいているような企業でも。このお金が7,800万円ですが条件が合う方たちからいっぱい応募があった場合には、さらに追加補正というか、地方創生臨時交付金は分かりませんが、また時を変えてとかそんなような予定ってあるんでしょうか。皆さん応募したらすぐ足らなくなっちゃうと思うんで

すけれども。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらの事業につきましては、まず議員がおっしゃるとおり大変エネルギーのほうが高騰しております、全てを賄うということはできません。この制度を今回計上するに当たりまして、市内企業にもいろいろ訪問させていただいたりヒアリングをさせていただいて、その中から市で経営圧迫に関する悩みも確認をして、その電気料の今回の補正の事業ということとさせていただきます。

事業費に当たっては、議員がおっしゃるとおりで賄えませんが先進事例で、こちらのほうで宮城県の石巻市さんであるとかいろいろな先進事例を考慮をいたしました。金額的にはそこまで当然ありませんというようなことですが、市として精いっぱいできるところを計画させて制度設計させてもらいました。

もう一つは追加になってしまうの、見込みとするとか4人以上の工業事業者数で186件を見込んでいまして、それプラスアルファということで、この計上につきましては220件ということで見込んでさせていただきます。

製造業の申請がほとんどかと考えておまして、それプラスコンビニエンスストアさんなどの事業者さんも合わせてプラスアルファをして見込んで220件ということで、それぞれ議員がおっしゃるような補助金額がそれぞれ4つに分かれています、そこに当てはめて7,800万円というようなことで計上させていただきます。

それから、補正予算額が不足した場合ということがありました、できるだけこちらとしても事業者さんを救済をしたいというところで考えております。また、その場合は改めてまた予算のほうもお願いしたりとかというようなことも考えております。まだ今回、始まってということで分かりませんが、そういったところもまた財政当局ともお話を、できるだけ賄えればというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○13番（佐原佳美） 私も急遽、昨日の夕方声をかえたらさっとデータをつくってもらって見たんですけど、こんな1か月電気代が300万円も500万円もかかってるっていうのは知らなくて、本当に大変なことなんだなと思いました。

限りある交付金でもありますし、もちろん一般財源もそうなんですけれども、できる限りまた頑張っておりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○13番（佐原佳美） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

次に、12番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。私のほうからも同じところなんですけれども、私のほうからはプレミアム付きのデジタル商品券について、ちょっともう少し伺いたいなと思っておりまして、過去にも何度かこういった対応というのはされてきたと思うんですけれども、このA券、B券っていうような仕分けの仕方がよかったのかどうなのかっていうところは、やっぱり事業者さん等ですとかしっかりとヒアリングをした上で、こういう方式に決めたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらにつきましては、昨年度デジタル商品券ということで実施をさせていただきました。事業が終わりましたら、商工会の皆さんであるとかそれから事業者さんの皆さん、そういった御意見を聞きまして今回のA券、B券ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） 分かりました。あと、同じシ

ステムを使われるかと思うんですけれども、実際に1人の方が何口購入が可能なのかということと、前回の実績が予算に到達したのか、それとも余ったのかというようなところもちょっと併せて伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

内容につきましては、前回のものが余ったかどうかということですが、前回は残念ながら少し余ってしまいました。その補正、理由というかそういったところを考慮、今回考えたわけなんですけれども、まず反省としては期間が大変短かったというところ、そういったところで10月から2月までという4か月間、それから準備までが期間が相当ありますので、そういったところを考慮をしています。それから周知期間を10月の末ぐらいを考えてるものですから、そこまではしっかり周知をしていきたいというところ、それからアプリの改善みたいなものが、ちょっと使いにくいというようなお声を聞いたものから、そういったところも改善をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つすみません、申し訳ないです。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 1人で何口購入ができるのかということです。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

これからまた委託事業者、御承認いただければ委託事業者さんとか決めて、まだ口数というのものはっきりまだ決まってませんで、前回ですと1人8口ぐらいまで上がったときがありますが、そういったことがないように、また周知をしたいと思っておりますし、先ほど申し上げたとおりの理由から今回は丁寧に進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○12番（楠 浩幸） これからまだもう少し制度設計を、検討の余地があるということでしたので、また適宜、情報共有させていただければなと思います。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は、17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく今のところで質問させていただきますが、まず私は歳入におきまして、国から出てきているわけですが、これも先ほどの補正と同じなんですけれども、やっぱり人口、財政力、それからこの新型コロナウイルス感染症及びエネルギーってなってますと、あとそれに何を掛けられた数字でこの1億4,047万6,000円が出てくるか、お分かりになりますか。

○○議長（馬場 衛） 企画部長、登壇して答弁をお願いします。

〔企画部長 安形知哉登壇〕

○企画部長（安形知哉） お答えをいたします。

算出根拠になります。議員言われるように人口規模、あとは物価上昇率、これを基礎として国のほうで算出をしております。それに対して、国のほうで定めた係数というのがございます。これが、県市町それぞれ違いまして、市町村については1.02636です。細かい数字なんですけど、そういう係数を掛けて算出するというような形でアナウンスが来ております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。そうしますと、この数字が間違ってるわけではないとは思いますが、一応確認はされたりなさいますか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（安形知哉） お答えいたします。

こちらの交付については、ちょうど今5月に申請をしたところになります。そういう形で、県とこちらのほうは勉強しながら金額の確認、あとは申請内容の確認等を今図っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知しました。

では、歳出のほうに移らせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 歳出の7款1項1目のモノづくり推進事業費でありますけども、こちらのほうはどういった形で申請をするようになるのでしょうか。どこへまず申請するのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらについては、産業振興課のほうに申請と、モノづくり推進室ですね、そちらのほうで窓口になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。そうするとこの事業はごめんなさい、ちょっと見落としもあるかもしれませんが、別に委託はしないということですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

こちらについては、申請のほうは直営で行うというふうに今聞いておりますが、現在、制度設計をしているところなんですけど、委託をせずにこちらのほうで行うということになります。職員のほうで行うというふうを考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 直営で行うということ、また申請書類にいろいろな落ち度がないとか、チェック体制が大変になるのかなと思いますが、頑張ってもらいたいと思います。

それともう一点ごめんなさい、もう一つ前のデジタルプレミアム商品券のことです。議員全員協議会の資料を見ますとA券、B券の2種類1セットで販売予定となっております。5,000円買うと6,500円、1,500円分得になりますよという説明があったかと思うんですけども、このA券、B券の2種類1セットということは1万円で買い求め、1万3,000円ぐらいの買物ができる、A券、B券ばらでは売らないということですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

前回、プレミアム付きデジタル商品券についても併せてA券、B券ということで、セットで販売をさせていただきました。こちらについてはやはり市内の中小の事業者さん、そちらのほうがA券というようになりますが、そういったところも声を聞いてそういったセットを考えております。今回もそのような内容で、こちらの方も商工会さんであるとか事業者さんともお話をし、そういったセットのほうよろしいかというふうなことで、今回、内容はそういったところで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、やっぱり1万円で1万3,000円使用できますよという解釈でよろしいですね。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 議員おっしゃるとおりでございます。ただ、内容が5,000円で6,500円というようなそんな、ちょっと内訳については少しまた商工会さんであるとか事業者さんと話し合っただけで、また分かりましたらそちらについては御案内させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知しました、ありがとうございます。

それから、4款2項1目の塵芥処理費の関係ですけども、浜松市さんへ委託をするってということで1,548万円が計上されましたけども、これ運搬に関しては当初予算内で対応できるという解釈なんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

運搬経費は変更なく、当初予算の中で運搬経費、変更なく処理ができるということです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に、3番 寺田 悟君の発言を許可します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○3番（寺田 悟） 歳出のほうでお伺いします。

4款2項1目の廃棄物対策費の関係なんですけども、今回、環境センターのほうで火災があったということでそれに伴うということなんですけども、今後またこのようなことがあってはまた大変なことになると思います。また今回、幸い大きいけが人とか被害者が出なくてよかったと思うんですが、これに関して再発防止策、また市民に対する分別の徹底、そういったことはどのようにお考えですか。

○議長（馬場 衛） 寺田議員、補正予算と関連的なものはございますかね、この質問について。

○3番（寺田 悟） 結局、また再発するようなことがあってはまた同じように予算を組まなきゃいけないものですから、その予算を組まないためにどのような方策を、再発防止をしてるのかということをお聞きしたかったんですけども。

○議長（馬場 衛） それじゃあ登壇して、環境部長、その点について配慮して答弁をお願いします。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

広報こさい、先日の6月15日号のほうに特集で組ませていただいております。リチウムイオン電池の捨て方に注意というような形で、スピード感を上げてすぐ市民の皆さんに、まず広報紙で周知させていただいております。これがいわゆるソフト的な情報発信というところで、まずはこれでやらせていただきました。それとあと、市民向けの回覧板ということで、火災が起きてすぐ捨て方に注意ということで回覧板でも皆様方のお手元にそういったチラシをすぐ、リチウム電池が今回の火災の原因でしたということで周知もさせていただいております。それがいわゆるソフト的な部分でございます。あとハード的な部分で、今後、火災を発生しないための対策ということで、実はリサイクルプラザの延命化工事の中に、当時平成10年に建築したプラザのほうの改修の内容が、基本的には20年経過しておりますので、例

えば火災を感知するセンサーであったり、あと消火設備等いろんな部分でやはり20年前に比べると、当然、今の時代には合っていない部分ございまして、改修計画が既にでき上がっている、施工する前に火災が起きてしまったということで、最新のそういった対策を講じる計画は今持っております、基本的には今年度の工事の中で現在の、いわゆるベルトコンベヤーのところで火事が起きてしまったんですけど、そういった各所に置いて、センサーであったり消火設備等のハード的な部分も今回改修する予定で、ハード的な対策も考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟君。

○3番（寺田 悟） どうもありがとうございます。十分、市民に対する広報面でもハード面でもそういう対策が取れてるということが分かりましたので、安心しました。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟君の質疑を終わります。

ほかには、質疑のある方はございますか。

18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○議長（馬場 衛） 18番 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。先ほどから質疑がたくさんあったわけでございますけども、歳出の7款1項1目、先ほどのプレミアムつき商品券、これについて一応委託料を計上しておるわけでございますけども、本来、各商工会での事務的な処理だと思っておりますけども、この事務的な費用というのはどういうふうにお考えになってるんですかね。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えをいたします。

この委託料につきましては、事務の委託費とあとプレミアム原資の合計額が4,550万円というふうになっております。委託料につきましては、商工会さんというようなところではありませんで、今これから御承認いただきましたら、プロポーザルを使って事業者ということを確認を行いたいというふうにと

えております。

内容につきましては、事務の委託費が2,000万円程度かかるというところになります。プレミアム原資が2,550万円程度というふうになりまして、委託料の中で電話の交換であるとか、システムの内容であるとかっていうものがこちらの中に含まれていません。内訳としては以上になります。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ちょっと私も詳しいことが分からなかったものですからお聞きしたんですけども、前回とかあるいは過去にあったこの商品券については、特に商工会さんのほうの委託事業としてやってたんですけども、そのときに先ほどもお話があったとおり、やはり売れ残りとかあるいはいろんなケースがあったということをちょっと心配してお聞きしたんですけども、実際は基本的なスタンスとしてはやはりこの地元のやっぱり、地元の商店街の皆さん方とか、あるいはそうした関係の地元の事業者がある程度、この恩恵にあずかるような考え方が一番正しいと思うんですけども、こういう委託をされると大半が委託料というか、実際の事業の要するに効果っていうのが非常に現れにくいんじゃないかなと思うんですけども、こうした要するにシステムを利用するような考え方っていうのはどういうことで始まったんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

委託費の内訳、先ほどあれですがコールセンターの設置費用であるとか、それからシステム、先ほど言ったシステムの使用料であるとか、また広報費用などにかかります。

内容的は事業費に、直営で前、デジタルのほうでやってないとき、そういったところは例えば職員の人件費であるとかそういうところが相当かかってまして、事務の委託以上に費用的にはかかってきます。そういったところも、あと商工会さんとか事業者さんのほうでお話をさせてもらったときに、なかなかその委託をするというような、その事務費を削減するっていうところも一つ大きな、そのデジタルのほうではかかってきます。委託費というところを少な

く抑えることができ、プレミアムの原資のほうに振り替えるというようなどころが多くありますので、そちらから考えまして今回もデジタルというのを採用させていただきました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 私が意図しておるのは、こういう委託費の、要するに委託費用を投入してもあんまり効果のないようなものやってもしょうがないし、今お聞きしますと委託料かなり経費がかかるんですよね。だから、この費用対効果ではありませんけれども要するに、こういう事業の目的は商店街の皆さん方がやっぱりコロナの影響があつて、なかなか経済の回復が遅いということで、そこにやっぱりお金が行くように本来考えないといかんですけれども、委託するとその委託先へかなりお金が行っちゃって、効果があまり現れないようじゃあ、これじゃいけないもんですから先ほどお聞きしたんですけれども、過去の商工会さんとの委託のやり取りの中で、なぜそういう人件費とか等々にどうしてそういうふうになっていくのか、私ちょっと理解できないんですよ。

というのは、いつも商工会のほうで過去には、この件についてはちょっと別なんですけれども、過去にはこういうプレミアム商品券の発行のたびに事務経費が非常に赤字になってしまうと、どちらかという商工会さんのほうでは、そうしたものも見ながらやってるってようなことをちらちら聞いてるんですけれども、そこら辺の確認はできてるんですかね。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今回、事業を行うというものは、これから公募をして実施をするものですから、その商工会さんが独自で行われたというところはちょっと確認を、事務のほうはかかってくるというのは確認をしておりますけれども、そこを委託するということになるのと相当、人件費であるとかというものが大変かかってくるというふう聞いております。

デジタルのほうについては、議員がおっしゃるとおり先ほど市民の皆さん、またそれは市内の中小の事業者さんのほうに消費喚起するというのが目的で

ございますので、そちらのほうにできるだけ原資のほうを振り分けたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いずれにしろ、今説明していただいた中で、判断がついたわけでございますけれども、今後やはりこうした事業というのはやはり目的っていうのはやっぱり事業者さん、要するに市内の事業者さんが潤うような方法を取るということで、ただ委託だけが問題じゃないじゃないかなと思いますので、そこら辺もまたわきまえてこれからの事業を展開していただければと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○18番（二橋益良） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、18番 二橋益良君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第68号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第69号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、神谷里枝さん。

〔議会運営委員長 神谷里枝登壇〕

○議会運営委員長（神谷里枝） 議会運営委員長の神谷里枝でございます。提案説明をさせていただきます。議案第69号 特別委員会の設置について御説明申し上げます。

本案については、新たに委員会を設け、特別に調査をする必要がある重要事項を付託事件として対応していくため、次の3つの特別委員会を設置しようとするものです。

最初に、広報特別委員会については、議会だよりの編集及び議会活動全般にわたる広報の在り方やその活性化を図るよう調査研究しようとするもので、定数を6人とするものです。

次に、広聴特別委員会については、議会報告会などの開催及び議会活動全般にわたる広聴の在り方やその活性化を図るよう調査研究しようとするもので、定数を6人とするものです。

最後に、議会活動推進特別委員会については、湖西市議会基本条例の推進と、本市議会の在り方などについて調査研究しようとするもので、定数を6人とするものです。

全ての特別委員会ともに、湖西市議会基本条例の指針である市民が主役で、活発な議論をする見える議会をより推進していこうとするもので、設置の期間は調査が終了するまでとするものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定に基づいて委員会の付託は行いません。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第69号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ただいまの議決により、設置されました各特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、広報特別委員会に相曾桃子さん、山本晃子さん、寺田 悟君、山口裕教君、加藤治司君、滝本幸夫君の6名を、広聴特別委員会に柴田一雄君、土屋和幸君、楠 浩幸君、佐原佳美さん、荻野利明君、二橋益良君の6名を、議会活動推進特別委員会に三上 元君、福永桂子さん、菅沼淳君、竹内祐子さん、馬場 衛君、神谷里枝さんの6名を指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開時刻は14時50分を目安としております。

午後2時21分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に各特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

広報特別委員会委員長に加藤治司君、副委員長に相曾桃子さん、広聴特別委員会委員長に柴田一雄君、副委員長に荻野利明君、議会活動推進特別委員会委員長に竹内祐子さん、副委員長に神谷里枝さん、以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、各特別委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。この際、閉会中の継続審査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますがそれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

継続審査申出書につきましては、お手元のタブレット端末等に配信しておりますので、御確認をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 日程第20 広報特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

広報特別委員長から提出されました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（馬場 衛） 日程第21 広聴特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

広聴特別委員長から提出されました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（馬場 衛） 日程第22 議会活動推進特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

議会活動推進特別委員長から提出されました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（馬場 衛） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ令和5年6月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでご

ざいました。

午後2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

署名議員 寺 田 悟

署名議員 山 口 裕 教